

第4章 計画の推進

ここでは、富谷市立地適正化計画の実行性・実効性を確保するための考え方や評価指標を設定します。また、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定に伴う届出制度の概要について解説しています。

1 施策の効果検証及び計画の見直しの考え方

立地適正化計画に示す目標、施策は長期にわたるものであることから、都市計画運用指針においては、立地適正化計画は概ね5年ごとに評価を行うことが望ましいとされています。

本計画においては、目標年度である令和27年度を見据えた方針、施策を定めています。このため、計画の進行管理、評価にあたっては、PDCAサイクルの考えに基づいた評価により、計画の円滑な運用を図っていきます。

具体的には、都市計画の所管課が概ね5年ごとに事業・施策の実施状況を確認するとともに、次項で設定する評価指標に基づき、計画の効果を検証していきます。また、施策の効果と合わせて、市街地内の都市機能や人口等の変化に応じ、計画の見直しを検討していきます。

<PDCAサイクルのイメージ>



2 評価指標

立地適正化計画の効果を検証するため、都市機能誘導、居住誘導、交通施策、防災施策に係る評価指標を定めます。評価指標は、長期的なまちづくりを推進する観点から、目標年度である令和 27 年度を見据えた長期目標値を定めます。また、立地適正化計画は概ね 5 年ごとに評価を行うことが望ましいとされていることから、令和 17 年度を見据えた短期目標値も定め達成状況を評価します。

(1) 都市機能誘導に係る評価指標

本市では都市機能誘導区域内の誘導施設の維持・誘導を図ることで都市拠点、中心拠点の形成を図ろうとしています。このため、都市機能誘導区域内の誘導施設の数を経験指標として設定します。

<都市機能誘導に係る評価指標>

評価指標	令和4年度 (現状)	令和 17 年度 (短期目標値)	令和 27 年度 (長期目標値)
都市機能誘導区域内の誘導施設数	9 施設	11 施設	11 施設

(2) 居住誘導に係る評価指標

本市では居住誘導区域内について、居住の促進や良好な住環境の形成を図ることにより、人口密度の上昇を図っていきます。令和 17 年度には、国土技術政策総合研究所が推計した人口密度を目指し、令和 27 年度には令和 17 年度まで上昇した人口密度の維持を経験指標とします。

<居住誘導に係る評価指標>

評価指標	令和 2 年度 (現状)	令和 17 年度 (短期目標値)	令和 27 年度 (長期目標値)
居住誘導区域の人口密度	55.1 人/ha	64.2 人/ha	64.2 人/ha

(3) 交通に係る評価指標

本市では、「富谷市都市・地域総合交通戦略」に基づき総合的かつ戦略的な都市交通施策を推進しています。これを評価する指標として、「富谷市都市・地域総合交通戦略」における目標指標である『市民アンケートにおける「交通の便が良い」の回答割合』を評価指標として設定します。

<交通に係る評価指標>

評価指標	令和2年度 (現状)	令和17年度 (短期目標値)	令和27年度 (長期目標値)
市民アンケートにおける「交通の便が良い」の回答割合	9%	20%以上	20%以上

(4) 防災に係る評価指標

本市では、防災指針に示した「防災に係る施策」を含めた総合的な防災対策により、市民の安全・安心を確保していきます。これを評価する指標として、市民アンケートにおける自然災害に関する施策の満足度を評価指標として設定します。

<防災に係る評価指標>

評価指標	令和2年度 (現状)	令和17年度 (短期目標値)	令和27年度 (長期目標値)
市民アンケートにおける自然災害に関する施策の満足度	「自然災害への対策がしっかりしている」の平均満足度 3.24	自然災害に関する施策の平均満足度 令和2年度値以上	自然災害に関する施策の平均満足度 令和2年度値以上

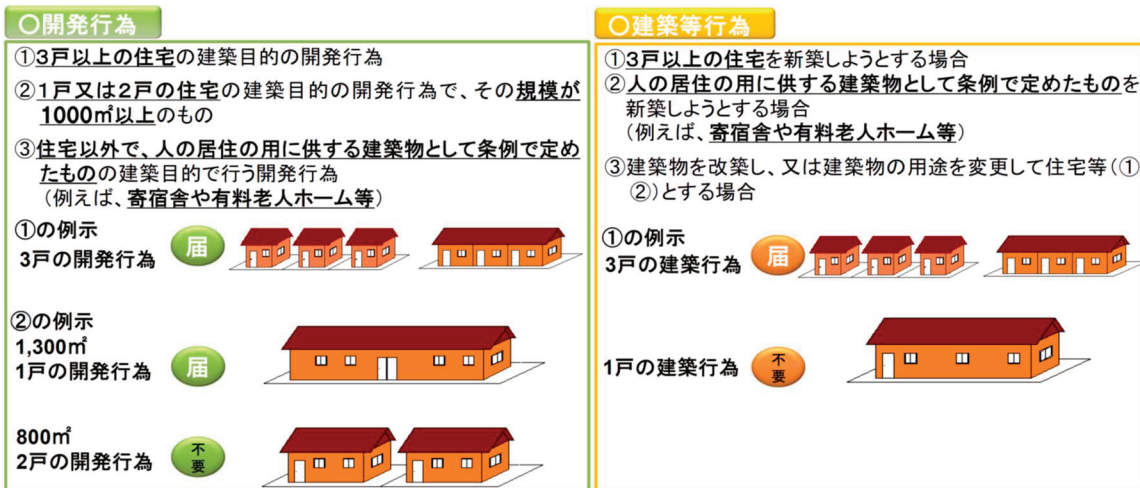
満足…5、やや満足…4、普通…3、やや不満…2、不満…1

3 届出制度の概要

① 居住誘導区域における届出制度

居住誘導区域外の区域で、3戸以上の住宅の建築目的の開発行為、3戸以上の住宅を新築、改築する場合、原則として市長への届出が義務付けられています。

<居住誘導区域における届出制度>



② 都市機能誘導区域における届出制度

都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設の建築目的の開発行為、誘導施設を有する建築物の新築・改築する場合、原則として市長への届出が義務付けられています。

また、都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止または廃止しようとする場合にも市長への届出が義務付けられています。

<都市機能誘導区域における届出制度のイメージ>

